

## I. 組合員証等の返納、短期給付振込口座について

### (1) 組合員証等の返納

退職に伴い共済組合の組合員資格を喪失しますので、組合員証（被扶養者証及び限度額適用認定証等、共済組合が交付したすべての証を含む。）は、**退職の日の翌日以降はお手元にあっても使用できませんので、退職時の所属所へ必ず返納してください。**

※現職を退職した後、再任用職員（フルタイム）となる方は、組合員資格を喪失しませんので、現在お使いの組合員証をそのまま使用してください。

- ◆退職日の翌日以降、医療機関（整骨院等含む）を受診する際は、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。
- ◆退職日の翌日以降、誤って資格喪失後の共済組合の組合員証（被扶養者証）を使用した場合は、**共済組合が負担した医療費（7割～8割）を返還していただきますのでご注意ください。**
- ◆退職後、新しい健康保険証がお手元に届く前に受診する場合は、受診される医療機関の窓口で、健康保険の切り替え中である旨をお伝えください。原則として医療機関の窓口では一旦医療費の全額をご負担いただくことになります。



### (2) 短期給付振込口座

組合員及び被扶養者が医療機関を受診し、共済組合から給付が発生した場合、通常3～4か月後に一部負担金払戻金等の給付金を組合員の本人口座へ振込みます。したがって、短期給付振込口座は、少なくとも退職後4～5か月間（年度末退職の場合は8月末日まで）は解約されないようお願いします。

短期給付振込口座を変更される場合は、共済組合までご連絡ください。

## Ⅱ. 組合員資格喪失後の給付一覧表

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
①出産費	引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき。	420,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は404,000円)	請求給付
②埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき。	50,000円	
③傷病手当金	退職日時点で支給要件を満たしている方	標準報酬月額により決定します	
④出産手当金	退職日前後に出産(予定)の方。対象となるかは共済組合へお問い合わせください。	標準報酬月額により決定します	

他の保険者(共済組合等)から同様の給付が受けられる場合、上記の給付はありません。

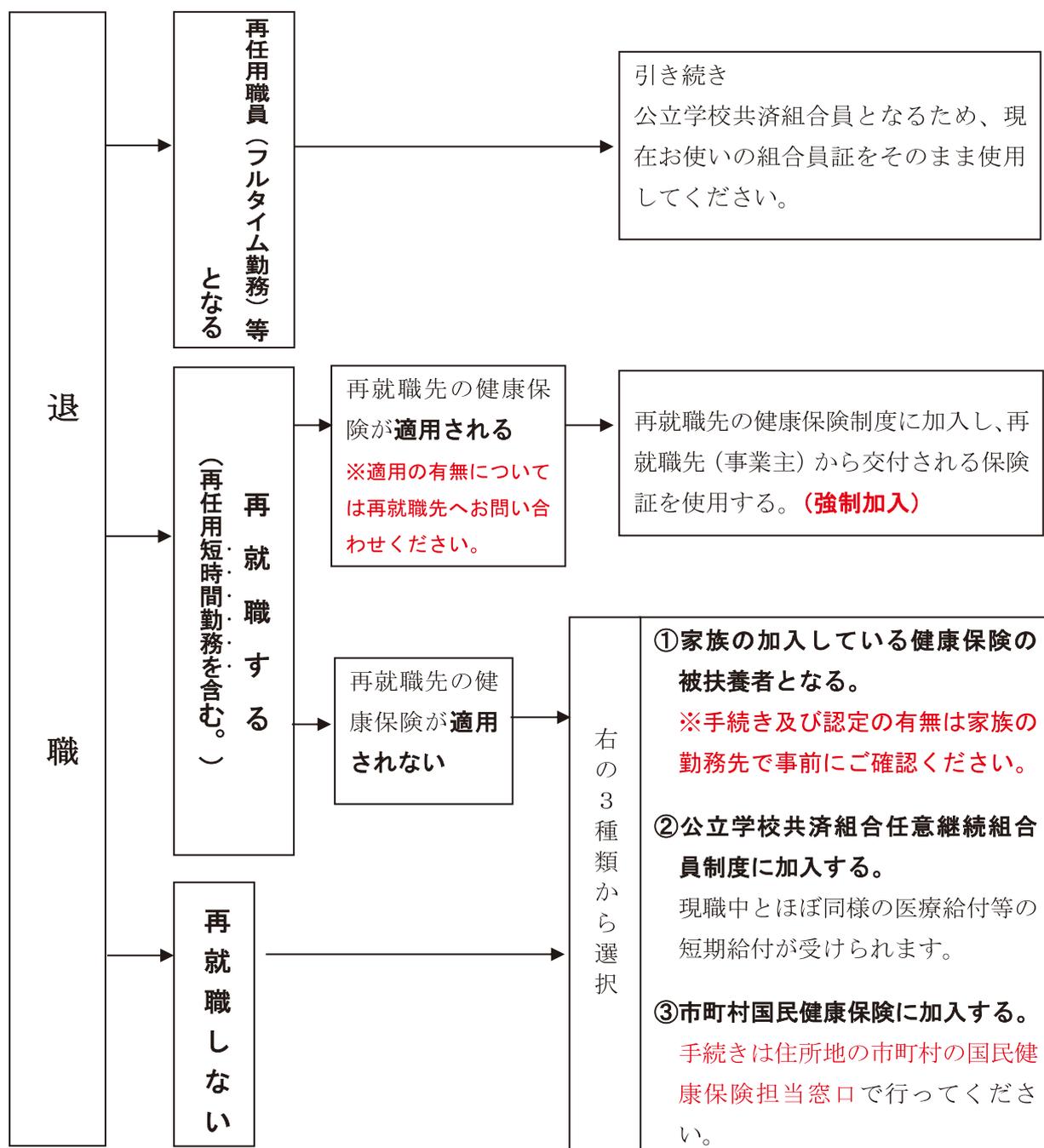


## Ⅲ. 退職後の医療保険制度について

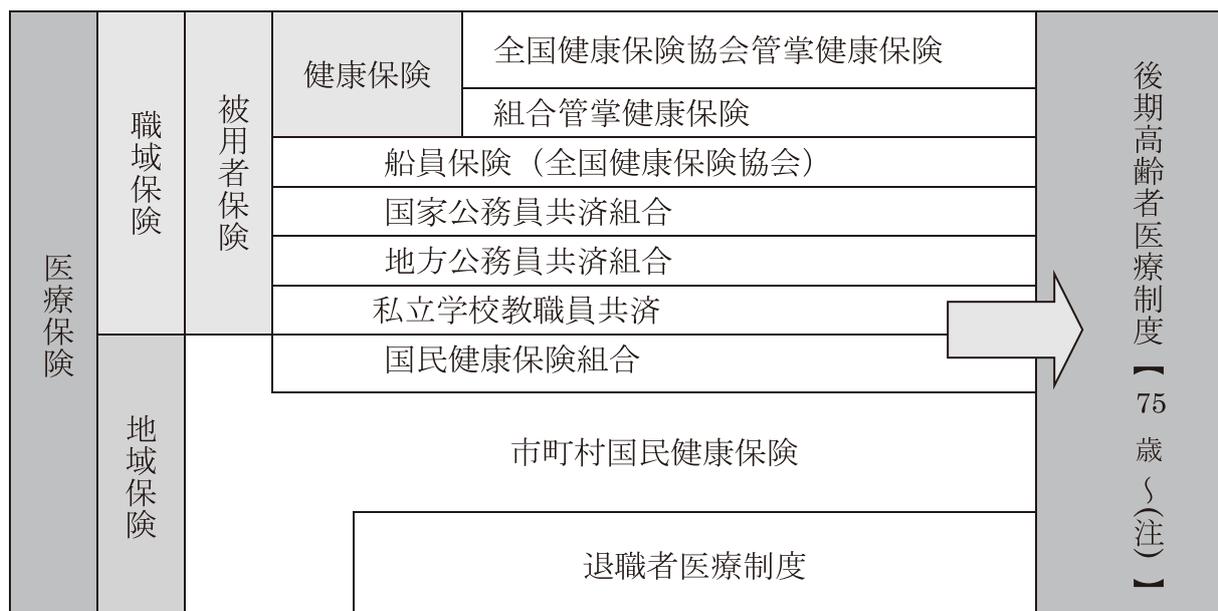
### 1 医療保険制度

在職中の医療保険は、地方公務員等共済組合法の適用を受け公立学校共済組合に所属していましたが、退職と同時にその資格を喪失するため、在職中の組合員証等を使って医療給付を受けることができなくなります。

したがって、退職後は国民皆保険制度により**次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。**



## ○ 医療保険制度の体系図



(注) 65歳以上75歳未満の一定の障害程度にある者を含む。

## 2 再任用制度と医療保険制度について

高知県条例に基づく再任用制度は勤務形態によって、それぞれの医療保険制度に加入することになります。

なお、市町村費職員は各市町村の条例に基づく制度が適用されますのでご注意ください。

《高知県条例の場合》

### ①フルタイム勤務職員

**常勤職員**として雇用されるため、現職中と同じく公立学校共済組合に引き続き加入しますので現在お使いの証をそのまま使用してください。

### ②短時間勤務職員（週20時間以上の勤務時間である場合）

勤務先の健康保険に加入します。

### ③短時間勤務職員（週20時間未満の勤務時間である場合）

次のいずれかに加入します。

- ・ 市町村国民健康保険
- ・ 公立学校共済組合の任意継続組合員制度
- ・ 家族が加入している医療保険（家族の被扶養者になるとき）

## IV. 任意継続組合員制度

退職後も、引き続き公立学校共済組合の短期給付（P. 18）を受けることができる医療保険制度です。

### 1 任意継続組合員資格の取得（任意加入）

#### ①加入できる対象者

…退職の日の前日までに引き続いて1年以上組合員であった方（引き続く組合員期間が1年と1日以上ある方）

②加入できる期間…退職の日の翌日から最長2年間加入できます。

### 2 加入の手続き

提出期限に注意してくださいね！



#### ①「任意継続組合員申出書」（様式コーナー：様式1）の提出

（記入例：P. 27）

退職時の所属所長を経由して共済組合に提出してください。

**申出書の提出期限：令和2年4月6日(月)**

#### ②掛金の払込み

『任意継続組合員申出書』を受け付けた方へ振込依頼書を郵送しますので、期限までに払い込んでください。

（四国銀行以外の金融機関からのお振込みの場合は手数料が発生しますのでご了承ください。）

**掛金の払込期限：令和2年4月15日(水)**

※ 法律上、退職日から起算して20日以内に①申出書の提出及び②掛金の払込みが完了していないと任意継続組合員制度への加入が認められません。

上記期限は法律上の期限から振込依頼書の送付、金融機関窓口での払込日数等を考慮して設定しておりますので、期限内に手続きを完了していただきますようお願いいたします。

### 3 任意継続組合員証等の交付

「任意継続組合員申出書」を提出された方に、掛金の振込依頼書を送付し、掛金の払込みが確認できましたら、次のページのスケジュールに従って任意継続組合員証等を交付します。

次のページを確認してくださいね！



「任意継続組合員申出書」の提出及び入金時期により、送付時期が異なりますのでご注意ください。

### 《スケジュール（令和元年度末退職者）》

書類の受付日	説明会翌日～ 令和2年2月14日	令和2年2月15日～ 令和2年4月6日
①振込依頼書の 送付時期（自宅宛）	令和2年2月末	書類受付後、随時送付
②掛金の払込期限	令和2年3月13日（金）	令和2年4月15日（水）
③任意継続組合員証等 の送付時期（自宅宛）	掛金の払込み確認後、 令和2年3月30日（月）	掛金の払込み確認後、 令和2年4月6日（月）以降

- 原則として「任意継続組合員申出書」は振込依頼書の作成・発行及び掛金の払込みを考慮して、令和2年4月6日までの受付となります。
- 上記スケジュールはあくまでも予定ですので、表に記載の日と前後することがあります。

任意継続組合員証は令和2年4月1日以降に使用できる証となっています。退職日までは現職時の組合員証を使用してください。



## 4 任意継続組合員申出書の提出後に加入を取りやめる方へ

「任意継続組合員申出書」を提出後に加入を取りやめる場合は「任意継続組合員申出取消申請書」を提出してください。（様式コーナー：様式2）

（記入例：P. 29）

**取消申請書提出期限：令和2年4月17日（金）必着**

※ 取消申請書を提出した時点で、あらかじめ掛金を払い込んでいる場合は、全額を後日返金します。（提出期限内に提出がなかった場合は、該当月分を徴収し、差額を返金することとなります。）

## 5 掛金額

掛金は掛金算定基礎額に掛金率を乗じて得た額が1ヶ月の掛金額になります。

$$\text{掛金算定基礎額} \times \text{掛金率} = \text{掛金月額（円位未満切捨て）}$$

### 【掛金算定基礎額】

次の①～②のうち、いずれか低い額となります。

- ①退職時の標準報酬月額
- ②前年度の公立学校共済組合員の平均標準報酬月額  
（〔参考〕令和元年度 410,000円）

### 【掛金率】

令和元年度 短期掛金率 1,000分の84.2  
介護掛金率 1,000分の13.5(40才以上65歳未満の組合員のみ)

※次のページに令和元年度の掛金一覧を記載しておりますので参考までにご覧ください。

※令和2年度の掛金率が確定しておりませんので、あくまでも参考としてご覧ください。



## 【参考】令和元年度 等級別掛金年額一覧表 (任意継続)

ご自身の退職時の標準報酬等級(短期)で掛金額をお確かめください。  
下記掛金額は、月額×12月で年額を算定しています。

退職時の標準報酬		年間掛金額		内訳	
等級 (短期)	月額 (円)	40歳以上 65歳未満(円/年)	左記以外の方 (円/年)	短期掛金 (円/年)	介護掛金 (※1) (円/年)
1	98,000	114,888	99,012	99,012	15,876
2	104,000	121,920	105,072	105,072	16,848
3	110,000	128,964	111,144	111,144	17,820
4	118,000	138,336	119,220	119,220	19,116
5	126,000	147,720	127,308	127,308	20,412
6	134,000	157,092	135,384	135,384	21,708
7	142,000	166,476	143,472	143,472	23,004
8	150,000	175,860	151,560	151,560	24,300
9	160,000	187,584	161,664	161,664	25,920
10	170,000	199,308	171,768	171,768	27,540
11	180,000	211,032	181,872	181,872	29,160
12	190,000	222,756	191,976	191,976	30,780
13	200,000	234,480	202,080	202,080	32,400
14	220,000	257,928	222,288	222,288	35,640
15	240,000	281,376	242,496	242,496	38,880
16	260,000	304,824	262,704	262,704	42,120
17	280,000	328,272	282,912	282,912	45,360
18	300,000	351,720	303,120	303,120	48,600
19	320,000	375,168	323,328	323,328	51,840
20	340,000	398,616	343,536	343,536	55,080
21	360,000	422,064	363,744	363,744	58,320
22	380,000	445,512	383,952	383,952	61,560
23	410,000	480,684	414,264	414,264	66,420
24	440,000	480,684	414,264	414,264	66,420
25	470,000	480,684	414,264	414,264	66,420
26	500,000	480,684	414,264	414,264	66,420
27	530,000	480,684	414,264	414,264	66,420
28	560,000	480,684	414,264	414,264	66,420
29	590,000	480,684	414,264	414,264	66,420
30	620,000	480,684	414,264	414,264	66,420
31	650,000	480,684	414,264	414,264	66,420
32	680,000	480,684	414,264	414,264	66,420
33	710,000	480,684	414,264	414,264	66,420
34	750,000	480,684	414,264	414,264	66,420
35	790,000	480,684	414,264	414,264	66,420
36	830,000	480,684	414,264	414,264	66,420
37	880,000	480,684	414,264	414,264	66,420
38	930,000	480,684	414,264	414,264	66,420
39	980,000	480,684	414,264	414,264	66,420
40	1,030,000	480,684	414,264	414,264	66,420
41	1,090,000	480,684	414,264	414,264	66,420
42	1,150,000	480,684	414,264	414,264	66,420
43	1,210,000	480,684	414,264	414,264	66,420

※1『介護掛金』は40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

※2掛金の払込み方法を年払い又は半年払いを選択している場合は割引が適用されます。

※3令和2年度等級別掛金年額一覧表は、公立学校共済組合高知支部HPで確認することができます。

(R2.3月頃掲載)

## 6 掛金の払込方法

「任意継続組合員申出書」で下記①～③のいずれかの払込方法を選択していただきます。

- ①年払い・・・・・・・・・・割引あり（年間約 7,000 円の割引）
- ②半年払い・・・・・・・・・・割引あり（年間約 4,000 円の割引）
- ③各月払い（四国銀行口座からの口座振替）・・・・・・・・割引なし

### 《高知県から退職手当が支給される方へのお知らせ》

◆1年目の任意継続掛金に限り、年払い又は半年払いを選択した場合は、原則として退職手当（県費職員に限られます。）からの控除としますが、初回分（4月分）に限り共済組合から送付する振込依頼書による払い込みとなります。

ただし、退職手当からの控除ができない場合は、残り11か月分又は5か月分についても振込依頼書による払い込みとなります。

◆退職手当からの控除は、3月27日（共済組合での受付日）までに受け付けた「任意継続組合員申出書」での取り扱いとなります。

◆掛金の払い込みの確認ができた方から『3 任意継続組合員証等の交付』に記載のスケジュールに沿って、任意継続組合員証等を送付します。

※2年目の掛金の払い込み方法については、1年目が終了する直前に、文書でご連絡します。

## 7 任意継続組合員が受けられる給付の内容

給付は現職中と同様に短期給付（ただし、傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。）が受けられます。詳細は（P. 18）を参照してください。

## 8 任意継続組合員が利用できる保健事業について

### (1) 人間ドック事業

任意継続組合員に対する保健事業として人間ドックを実施しています。(被扶養者の人間ドックはありません。)

- 対象ドック            1日ドック
- 自己負担金            未定（参考：令和元年度 19,400円）  
※ 自己負担額は検診単価等により決定されます。
- 募集時期              毎年4月
- 検診機関              四国中央病院  
                                J A高知健診センター  
                                高知県総合保健協会(中央、幡多)  
                                中村クリニック  
                                高知検診クリニック
- 申込方法              住所あてに募集案内文書を送付しますので、提出期限までに申込書を提出してください。
- 結果通知              毎年5月中旬頃、決定・不決定の結果通知を住所あてに送付します。  
※ 検診機関ごとに実施定員の上限を設定していますので、申込者全員が受診できない場合があります。
- その他                受診日において任意継続組合員の資格を喪失しているときは、ドックの受診ができませんので、注意してください。



## (2) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

## ア 特定健康診査

- 対象者 年度内に40歳から75歳（※）の誕生日を迎える任意継続組合員及び被扶養者  
 ※ 前ページ（1）の人間ドック決定者は除きます。  
 ※ 75歳の誕生日を迎える方は75歳の誕生日の前日まで受診が可能です。
- 案内通知 毎年6月下旬から7月上旬頃、特定健康診査受診券（セット券）を添えて特定健康診査の案内を通知します。特定健康診査を受診できる健診機関で受診してください。

特定健康診査受診券（セット券）とは

特定健康診査を受診するために必要であり、特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームのリスクがある方には、健診当日に特定保健指導（初回面接）を受診できるものです。

**※ 健診当日の初回面接が受けられる健診機関は、一部の健診機関に限られます。**

## イ 特定保健指導

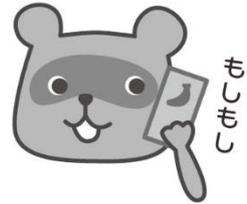
- 対象者 上記アの特定健康診査の結果により特定保健指導の対象となる方
  - 案内通知 特定保健指導利用券を添えて特定保健指導の案内を通知します。特定保健指導とその利用勧奨業務の委託業者の個別訪問型の特定保健指導又は特定保健指導を受診できる健診機関で受診してください。
- ※ 特定健康診査・特定保健指導を受診される場合は、必ず健診機関に事前連絡（予約）を行うようにしてください。
- ※ 各受診日において、任意継続組合員の資格や被扶養者の資格を喪失しているときは、受診ができませんので注意してください。

## 9 任意継続組合員資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④のときはその日）から任意継続組合員の資格を喪失します。該当した方は（①を除く。）速やかに下記(2)の書類等を提出して下さい。

### (1) 資格喪失事由

- ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）となったとき
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき



- ※ 一度、任意継続組合員資格を喪失すると、再加入はできません。
- ※ 家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。
- ※ 資格を喪失した日の属する月以降の任意継続掛金が払い込まれているときは、未経過期間に係る掛金を一定の手続きにより還付します。

### (2) 資格喪失時の提出書類

- ・任意継続組合員資格喪失届書・任意継続組合員掛金等還付請求書（様式コーナー：様式3）（記入例：P.30）
- ・任意継続組合員証、被扶養者証等の共済組合が交付した全ての証
- ・新しい健康保険の写し（資格喪失事由『④』に該当した場合のみ。）

**任意継続組合員資格を喪失される方は次のことにご注意ください。**

一度、組合員資格を喪失すると再加入することはできません。就職により資格喪失する場合は特にご留意願います。